

## 第 12 次鳥獣保護管理事業計画の概要

平成 29 年 3 月 自然環境課

### 1 概 要

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するために環境省が定める基本的な指針に即して、県が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する基本計画として、鳥獣保護管理事業計画を策定し、鳥獣保護区等の指定、鳥獣の捕獲許可、特定鳥獣保護管理計画、鳥獣の生息調査等に係る事項等について定める。(鳥獣保護管理法第 4 条)

### 2 第 12 次鳥獣保護管理事業計画の概要 【計画期間：H29. 4. 1～H34. 3. 31】

#### 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

(1) 方針

鳥獣保護区等は、野生鳥獣の捕獲等を禁止し、多様な鳥獣の生息環境を保全することにより、安定した保護繁殖を図り、生物多様性の保全に資することを目的に設定するものとする。指定等に当たっては、鳥獣による農林水産業被害等地域の実情や地元関係者の意見を踏まえ対応する。

(2) 鳥獣保護区の指定計画

	箇所	面積(h a)	保護区名	理 由
11 次計画終了時	99	58,506		
指 定	0	0		
区域拡大	0	0		
縮 小	1	1,138	石ヶ谷峡・湯の山	有害鳥獣による農作物被害の増加
満了・解除	2	25	八本松地区学校林七ツ池, 君田中学校林木呂田	有害鳥獣による農作物被害の増加
12 次計画終了時	97	57,343		

(3) 特別保護地区の指定計画

	箇所	面積(h a)	特別保護地区名	備 考
11 次計画終了時	8	7,962		
指 定	1	17	大浜崎	再指定
区域拡大	0	0		
縮 小	0	0		
満了・解除	0	0		
12 次計画終了時	8	7,962		

(4) 休猟区及び特例休猟区 指定計画なし (必要に応じ指定を検討)

#### 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

キジ放鳥事業 鳥獣保護区及び一般猟野の生息適地に毎年 1,200 羽を放鳥する。

#### 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

(1) 鳥獣の区分と保護管理の考え方

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣等、一般鳥獣についての保護管理の考え方を明記

(2) 捕獲許可基準の設定

①許可しない場合の基本的な考え方

②許可に当たっての条件の考え方

③わなの使用に当たっての許可基準

(追加)捕獲目的の鳥獣の種類により、くくりわなの使用条件が異なることを明記

④保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

⑤鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

(追加) 捕獲許可の際に、鉛が暴露しない構造・素材の装弾を使用、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導

(3) 目的別の捕獲許可基準

(3) - 1 学術研究を目的とする場合

(3) - 2 鳥獣の保護を目的とする場合

(追加) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行又は傷病により保護を要する鳥獣の保護を目的とする場合は、許可対象者として行政から当該事務を受託した者や鳥獣保護管理員等を含む。

- (3) - 3 鳥獣の管理を目的とする場合  
 (追加) 被害防止を目的とする場合は、狩猟免許を受けていない者でも一定の条件を満たすと捕獲許可ができる。  
 ・小型の箱わな若しくははつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、イタチ、カラス、ドバト、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合(住宅等の建物内で捕獲する場合。農林業者が自らの事業地内で捕獲する場合。)  
 ・巢の撤去に伴ってカラスやドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合
- (3) - 4 その他特別な事由の場合
- (4) その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
- (4) - 1 捕獲許可した者への指導
- (4) - 2 許可権限の市町長への移譲
- (4) - 3 鳥類の飼養登録
- (4) - 4 販売禁止鳥獣等

**特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項**

- (1) 方針  
 銃猟又はわな猟による事故発生のおそれのある区域について、猟具を定めて使用を禁止する。
- (2) 特定猟具(銃器)使用禁止区域指定等計画

	箇所	面積(ha)	備考
11次計画終了時	43	34,589	
指 定	19	29,229	再指定
区域拡大			
縮 小			
満了・解除			
12次計画終了時	43	34,589	

**特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項**

○ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの第4期計画(継続)及びカワウの第1期計画(新規)を策定(H29~H33)

**鳥獣の生息状況の調査に関する事項**

- ガン・カモ調査
- 狩猟鳥獣生息状況調査
  - ・[ニホンジカ] 生息状況調査、捕獲情報分析等によるモニタリング
  - ・[イノシシ] 捕獲情報分析等によるモニタリング
  - ・[カワウ] 生息状況モニタリング 等

**鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項**

- 保護管理の担い手育成
  - ・安全狩猟射撃講習会(500人/年) ・わな架設講習会(300人/年) ・捕獲技術者育成アカデミー(20人/年)
- 鳥獣保護管理員の配置、研修計画 ○取締り 等

**その他**

- 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題
- 狩猟の適正化

<猟法(くくりわな)禁止区域の指定計画>

目 的	指定期間	区 域
ツキノワグマの錯誤捕獲を防止するため	現 H24.11.1~H29.10.31 新 H29.11.1~H33.10.31(延長)	広島市安佐北区の一部、佐伯区の一部、廿日市市吉和、安芸太田町、北広島町の一部

- 傷病鳥獣救護の基本的な対応 (傷病鳥の保護体制)
- 油汚染に伴う水鳥の救護
- 安易な餌付けの防止  
 (追加) 生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等結果として餌付けとなる行為の防止を図る。
- (追加) 猟犬の適切な管理
- 鳥獣保護思想の普及 (愛鳥ポスター募集)      ○感染症への対応      ○法令の普及